

昭和二十五年十二月二十二日提出  
質問 第五七号

九十九里浜沿岸漁民の損失補償に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十二月二十二日

提出者 横田 甚太郎

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

九十九里浜沿岸漁民の損失補償に関する質問主意書

第九回国会において「連合関係損失補償に必要な経費」として一億二千五百万円の予算が計上されているが、次の諸点について、政府の所信を承りたい。

一 この経費は、連合軍の演習のため、千葉県片貝をはじめ全国十五箇所の漁場で、漁民がこうむつた損失を補償するものであるが、この種の損失を日本国民の税金で支拂うことは、被害者自身が損害賠償するようなものであり、当然ドルで支拂うべきものであると思うが、どうか。

二 この損失補償費の分配について、当適でないものがある。千葉県下では、舟子に四割、網元に六割というごとく、舟子に不利な分配をされるといわれており、さらに舟子は、補償金を借金の担保にしているが、舟子の補償金は一括して網元から支拂われるので、網元で差引かれてしまうといわれている。また加工業者には割当がないと聞いているが、これでは補償金は、ただ網元を助けるのみであり、舟子、加工業者はまったく救われたいではないか。この分配の実情及び分配にたいする政府の監督がどのように

なされているか。

三 補償金の分配をめぐる不正事実があるやに伝えられているが。この真偽如何。  
右質問する。